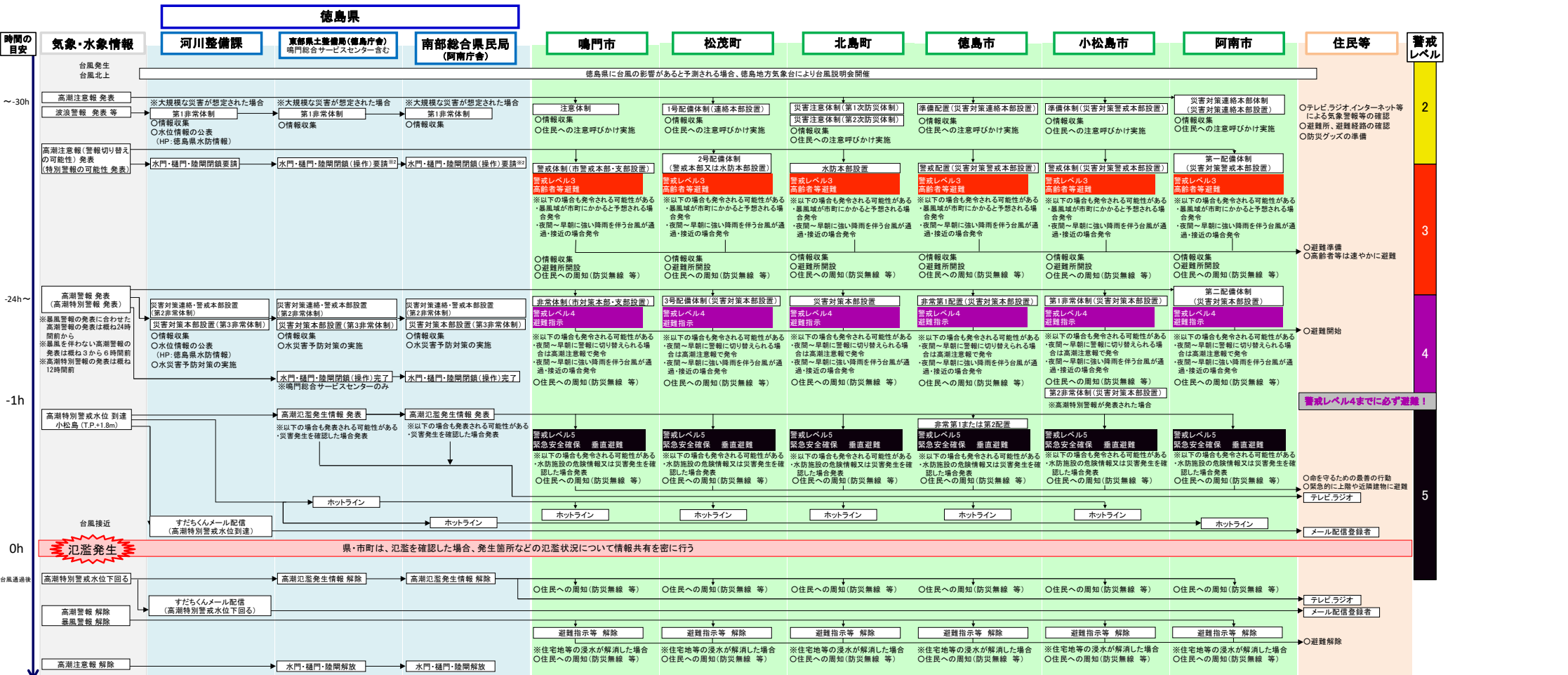


高潮タイムライン(案) 紀伊水道西沿岸

R3.9.1~運用



※1 このタイムラインは、徳島県災害対策本部の設置を前提とし、避難情報に関するガイドライン(R3.5)等を参考としている。
※2 要請のタイミングは注意報とは限りません(夜間には操作することができないため、警報等が夜間に発表予定の場合は注意報発表前に要請する。)
※3 このタイムラインは、台風が上陸または接近し、高潮警報、高潮特別警報の発表が予測される場合を想定している。
※4 タイムラインはあくまでも目安であり、台風の進路や規模などにより変わることがある。